

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 令和7年 1 月 1 日

※申告期限延長日

年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人		参考として記載している場合	
氏 名		(被相続人) 横浜太郎②		妻		参考	
個人番号又は法人番号				↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。			
生 年 月 日		昭和37年 1 月 1 日 (年齢 63 歳)		昭和37年 1 月 1 日 (年齢 63 歳)			
住 所 (電 話 番 号)				〒		(- -)	
被相続人との続柄		職 業		妻			
取 得 原 因		該当する取得原因を○で囲みます。		(相続)・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※ 整 理 番 号							
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表2③)	①	1 3 9 8 0 0 0 0 0 0	円	6 9 9 0 0 0 0 0 0	円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧)	②					
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③	5 0 0 0 0 0 0 0 0		2 5 0 0 0 0 0 0 0		
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④	8 9 8 0 0 0 0 0 0		4 4 9 0 0 0 0 0 0		
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤					
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	8 9 8 0 0 0 0 0 0	円	4 4 9 0 0 0 0 0 0	円	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	遺産に係る基礎控除額	2 人	4 2 0 0 0 0 0 0	円	⑧ 左の欄には、第2表の②欄の㊸の人数及び㊹の金額を記入します。	
	相続税の総額	⑦	3 4 4 0 0 0 0 0	円	⑨ 左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。		
	一般の場合 (⑩の場合を除く)	⑧	1 . 0 0		0 5 0 0 0 0 0 0 0	円	
	算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨	3 4 4 0 0 0 0 0	円	1 7 2 0 0 0 0 0 0	円	
	農地等納税猶予の適用を受ける場合 (第3表⑬)	⑩					
	算出税額 (第3表⑬)	⑪					
各人の納付・還付税額の計算	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑥)	⑫					
	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2⑭)	⑬					
	配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑭					0
	⑫・⑬以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)	⑮					
	計	⑯					0
	差引税額 (⑫+⑬-⑭)又は(⑫+⑬-⑮) (赤字のときは0)	⑰	3 4 4 0 0 0 0 0		1 7 2 0 0 0 0 0		
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表1⑨)	⑱					0 0
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	⑲					
	小計 (⑰-⑱-⑲)	⑳	3 4 4 0 0 0 0 0		1 7 2 0 0 0 0 0		
	納税猶予税額 (第8の8表2⑧)	㉑					0 0
この申告書の修正前の申告額	申告期限までに納付すべき税額	㉒	3 4 4 0 0 0 0 0		1 7 2 0 0 0 0 0		
	申告額 (㉒-㉑)	㉓	△		△		
	還付される税額	㉔					
	小計	㉕					
	納税猶予税額	㉖					0 0
	申告納税額 (還付の場合は、欄に△を記載)	㉗					
	小計 (㉕-㉖)	㉘					
この申告により納付すべき税額又は還付される税額 (還付の場合は、欄に△を記載) ((㉓)又は(㉔)-(㉖))		㉙					
申告区分	年分	グループ番号	補完番号	補完番号			
名簿番号	申告年月日	関与区分	書面添付	検査	管理補完	確認	

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。
また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

※の項目は記入する必要がありません。

第1表 令和6年1月分以降用

←この申告書で

提出しない人

である場合 (参考として記載している場合) は

を○で囲んでください (その人の分は申告書とは取り扱いません)。

参考

(注) ⑭欄の金額が赤字となる場合は、⑭欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑭欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表1⑩) があるときの⑭欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

税務署
通日付印
年月日
・
(確認)

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

東京都千代田区丸の内2丁目5番2号三菱ビル9階

TEL03-6269-9993

税理士法書面提出

30条

33条の2

☒☐

この申告が修正申告である場合の異動の内容等